

所有権の取得時効 <<#892>> リバイバル<<#288>>**【問】 正誤を付けよ。**

AがBの所有地を長期間占有している。Aが善意無過失で占有を開始し、所有の意思をもって、平穩かつ公然に 7 年間占有を続けた後、その土地がB所有のものであることを知った場合、Aは、その後 3 年間占有を続ければ、その土地の所有権を時効取得することができる。

【答え】 正しい**<<ポイント1>> 所有権の取得時効【宅建 権利関係 ★入門】**

20 年間、所有の意思をもって、平穩に、かつ、公然と他人の物を占有した者は、その所有権を取得する。

10 年間、所有の意思をもって、平穩に、かつ、公然と他人の物を占有した者は、その占有の開始の時に、善意であり、かつ、過失がなかったときは、その所有権を取得する。

<<ポイント2>> 善意・無過失【宅建 権利関係 ★入門】

この善意・無過失は、占有の始めにおいて問題となり、その後に悪意となっても、時効期間に影響を与えない。(判例)

【渋谷会】宅建講座をご利用ください

理解が足りない ⇒ 「宅建基幹講座」インプット講座

解き方を知りたい ⇒ 【NEW】「宅建過去問演習講座」アウトプット講座

基本から万全の準備 ⇒ 「宅建これだけで合格セット」上記 2 講座のセット

<https://shibuyakai.com/>